

【自主取組宣言】

武雄ガス株式会社は、2024年4月2日に公布された液化石油ガス法の改正に伴い、これを遵守するために取引の適正化・料金の透明化に向けた行動を行い、お客様から選択されるLPガス事業者であり続けるために取り組んでまいります。

1. 法令の遵守を徹底します

○過大な営業行為の制限 【令和6年7月2日施行】

- ・ 適正な商慣行を超えた過大な利益供与行為を行いません。
- ・ LPガス事業者の切り替えを過剰に制限するような条件付きの契約締結をしません。

○三部料金制の徹底 【令和7年4月2日施行】

- ・ LPガス料金の三部料金制を早期実施に努め、LPガス料金の透明化を図ります。
- ・ LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金へは計上しません。
- ・ 賃貸向けLPガス料金については、ガス器具等の消費設備費用については計上しません。

○LPガス料金等の情報提供 【令和6年7月2日施行】

- ・ お客様および関係者等に対し、料金等の情報公表と説明に努めてまいります。
- ・ 入居希望者から、LPガス事業者に対して直接情報提供の要請があった場合は、LPガス料金等の情報提供に対応します。

2. お客様との信頼関係構築

- ・ 保安の向上をさらに推し進め、お客様に暮らしの安心・安全をお届けします。
- ・ 生活や産業活動に不可欠な基幹エネルギーであることを十分に認識し安定供給に努めます。
- ・ 取引の適正化・料金の透明化を図り、これによりお客様との信頼関係を構築します。

3. 社会への貢献

- ・ サービスの向上をさらに推し進め、地域や社会の発展のために取り組んでいきます。
- ・ 災害時対応にも優れたLPガスの強みを活かし、安定したLPガスの供給を通じて地域社会の持続可能な発展に貢献するべく努めます。

